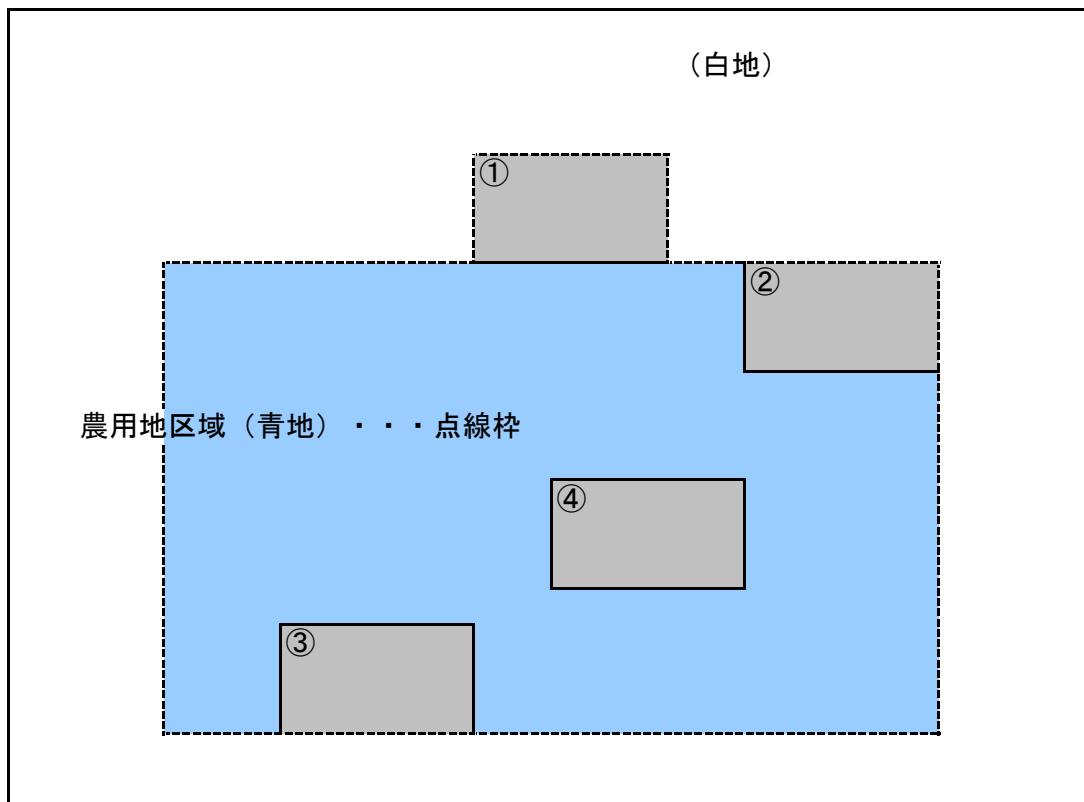


参考：農振除外形状等の要件について



- ① 凸型農地(1面青地接続) …… 農用地区域の先端で周囲を農地と隣接していないため、除外後も周辺農地への影響は少なく除外の可能性は高い。
- ② 周辺農地(2面青地接続) …… 農用地区域の周辺で、2辺のみ農地と接続で、除外後も周辺農地への影響はあまりなく除外の可能性は比較的高い。
- ③ 歯抜け農地(3面青地接続) …… 農用地区域の中にあり、3辺を農地に囲まれているため、除外すると周辺農地への影響が高いため、除外については慎重な検討を要する。
- ④ 中央農地(4面青地接続) …… 農用地区域の中央にあり、周囲は全て農地に囲まれている。農業の用途以外に供すると周辺農地に多大な影響を与えるため除外はできない。

また、①や②のような除外可能な形状でも、以下のような条件で除外不可の場合もあります。

- A 周辺であっても10ha以上の広がりがある農地は1種農地であるため、集落に接続している等の要件が必要となります。（連坦する住宅が3戸以上）
また、植林や太陽光発電施設での除外・転用については、1種農地（10ha以上又は土地改良事業が実施されている農地）では原則許可されません。
- B 申請地に認定農業者等への利用権が設定されている場合は、農地の利用集積を妨げるため除外する事はできません。
- C 土地改良事業等が実施されている農地は、事業完了後8年間は受益地として除外することができません。
- D 中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業等の受益地については補助金の返還対象となるため除外ができません。